

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月30日
【発行者の名称】	株式会社manebi (manaebi Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田島 智也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03-6824-1390(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 飯田 淳義
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.sbisec.co.jp/">https://www.sbisec.co.jp/</a>
【電話番号】	03-5562-7210(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社manebi <a href="https://manebi.co.jp/corp/">https://manebi.co.jp/corp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第13期 中間連結 会計期間	第12期
会計期間		自2025年8月1日 至2026年1月31日	自2024年8月1日 至2025年7月31日
売上高	(千円)	601,654	1,026,974
経常利益	(千円)	12,835	24,613
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	26,369	21,894
中間包括利益又は包括利益	(千円)	26,369	21,894
純資産額	(千円)	56,218	29,849
総資産額	(千円)	922,161	948,067
1株当たり純資産額	(円)	23.02	△599.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	—	— (—)
1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	10.80	8.97
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	6.1	3.1
自己資本利益率	(%)	61.3	73.4
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	34,048	82,839
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△2,941	△191,816
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△54,556	△288,844
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	472,528	495,977
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員)	(名)	53 (6)	53 (3)

- (注) 1. 当社は、第12期より連結財務諸表、第13期(中間)より中間連結財務諸表を作成しております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
7. 2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
8. 第12期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額よりA種優先株式の払込金額を控除した金額

を普通株式の期末発行済株式数で除して算出しております。A種優先株式はすべて2025年12月に普通株式を対価として取得し消却しております。

9. 第13期の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、かなで監査法人の期中レビューを受けております。第12期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、かなで監査法人の監査を受けております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数（名）	53（6）
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。  
2. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。  
3. 当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

### (2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44（5）	36.7	3.3	5,061

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。  
4. 当社は人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っていません。

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業収益の改善と賃上げの動きにより、緩やかな回復基調を維持いたしました。一方で、この期間においても、度重なる物価上昇が個人消費の足かせとなる状況が継続いたしました。また、米国を中心とした海外経済の動向、金融引き締め政策の行方、および地政学的なリスクの高まりなど、依然として先行きに対する不透明感の強い事業環境で推移いたしました。

このような環境下、当社グループは「人生開発を当たり前の世の中に」というビジョンのもと、事業を展開いたしました。特に、企業が持続的な成長のために人材への投資を重視する「人的資本経営」の浸透や、労働市場の変化に対応するための「人材開発」への社会的要請の高まり、そして教育分野におけるDX推進の加速は、当社グループのeラーニングサービスにとって強力な需要創出の追い風となりました。

売上面におきましては、積極的な販売促進活動が奏功し、新規顧客の獲得が進んだ結果、売上高は拡大いたしました。参考までに前年同中間期単体実績と比較しても、主要事業の伸長により売上高は増加傾向にあります。費用面につきましては、効果的なマーケティング施策に資源を集中させ、広告宣伝費をはじめとする販売促進費用の最適化に努めました。その結果、利益面におきましては、連結ベースで黒字での着地となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高601,654千円、営業利益18,128千円、経常利益12,835千円、親会社株主に帰属する中間純利益26,369千円となりました。

なお、当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、472,528千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間末において営業活動の結果獲得した資金は、34,048千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益12,835千円、のれん償却額15,832千円があったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、2,941千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が2,941千円あったことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は、54,556千円となりました。これは、長期借入れによる収入が74,916千円、長期借入金の返済による支出が129,472千円あったことによるものであります。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

#### (2) 受注状況

当社グループが提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の人材成長活性化プラットフォーム事業における販売実績は次のとおりであります。

区分		販売高(千円)	前年同期比(%)
eラーニングサービス	manebi	295,880	—
	派遣のミカタ	169,505	—
	KCI教育センター	35,709	—
	playse. ラーニング警備版	22,529	—
人材・組織開発支援サービス		78,029	—
合計		601,654	—

- (注) 1. 当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるためサービス別の販売実績を記載しております。
2. 当社グループは当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期の比較は行っておりません。
3. 主な相手先別の販売金額及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に際し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社SBI証券を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年5月1日に株式会社SBI証券との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。

当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券(以下「同社」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに 次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

### ③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手

続を必要と判断した場合) またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日 (事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合 (当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) または (b) に定める場合に従い、当該 (a) または (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由または同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合 (当社およびその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合) またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前 (休業日を除外する。) の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日)

- c 当社が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの ( i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iii 非上場会社からの事業の譲受け、 iv 会社分割による他の者への事業の承継、 v 他の者への事業の譲渡、 vi 非上場会社との業務上の

提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併または i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主 (当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入 (実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定 (持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式 (取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。) の発行に係る決議または決定。

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。
- ⑯ 全部取得  
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得  
特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合  
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ 反社会的勢力の関与  
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認める時。
- ⑳ その他  
前各号のほか、公益または投資者保護のため、当社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社または当社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、またはその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び当社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社または当社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、当社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較については記載を行っておりません。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は647,843千円（前連結会計年度末比23,499千円減）となりました。これは主に現金及び預金が23,448千円減少したことによるものであります。固定資産合計は274,317千円（前連結

会計年度末比2,406千円減)となりました。これは主に繰延税金資産が12,514千円増加したものの、のれんが15,832千円減少したことによるものであります。

この結果、当中間連結会計期間末における総資産は922,161千円となり、前連結会計年度末に比べ25,906千円減少いたしました。

#### (負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は299,144千円(前連結会計年度末比5,699千円減)となりました。これは主に未払費用が10,019千円増加したものの、未払消費税が9,002千円、1年内返済予定の長期借入金が8,174千円減少したことによるものであります。また固定負債は566,798千円(前連結会計年度末比46,576千円減)となりました。これは主に長期借入金が46,382千円が減少したことによるものであります。

この結果、当中間連結会計期間末における負債合計は865,942千円となり、前連結会計年度末に比べ52,275千円減少いたしました。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は56,218千円となり、前連結会計年度末に比べ26,369千円増加いたしました。これは利益剰余金が26,369千円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### (5) 運転資本

上場(2026年3月24日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年1月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年4月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,767,600	7,325,700	2,441,900	2,441,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,767,600	7,325,700	2,441,900	2,441,900	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式269,500株が含まれております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 (2014年2月9日臨時株主総会決議)

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,087 (注) 1	1,087 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,700 (注) 1 (注) 5	108,700 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2 (注) 5	50 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2016年2月17日 至 2034年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の代表取締役である場合には、権利行使時においても当社の代表取締役の地位にあることを要し、新株予約権者が、当社の取締役である場合には、権利行使時においても当社の取締役の地位であることを要する。また、新株予約権者が当社の使用人である場合には、権利行使時において当社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2014年2月9日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	508 (注) 1	508 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,800 (注) 1 (注) 5	50,800 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2 (注) 5	50 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2016年2月17日 至 2034年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得の条件
    - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	241 (注) 1	241 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,100 (注) 1 (注) 5	24,100 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注) 2 (注) 5	500 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2019年5月27日 至 2027年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 500 資本組入額 250 (注) 5	発行価額 500 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得の条件
  - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第4回新株予約権（2019年12月5日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	100 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1 (注) 5	10,000 (注) 1 (注) 5

新株予約権の行使時の払込金額(円)	833 (注) 2 (注) 5	883 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2021年12月 8 日 至 2029年12月 4 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 883 資本組入額 442 (注) 5	発行価額 883 資本組入額 442 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する

旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得の条件
    - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 第5回新株予約権（2021年10月29日定時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	100 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1 (注) 5	10,000 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2 (注) 5	350 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2023年10月30日 至 2031年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の代表取締役である場合には、権利行使時においても当社の代表取締役の地位にあることを要し、新株予約権者が、当社の取締役である場合には、権利行使時においても当社の取締役の地位であることを要する。また、新株予約権者が当社の使用人である場合には、権利行使時において当社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（2021年12月24日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	187 (注) 1	187 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,700 (注) 1 (注) 5	18,700 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2 (注) 5	350 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2023年12月25日 至 2031年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2022年3月23日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	9 (注) 1	9 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900 (注) 1 (注) 5	900 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2 (注) 5	350 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2024年3月25日 至 2032年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得の条件
    - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（2023年10月24日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	205 (注) 1	205 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,500 (注) 1 (注) 5	20,500 (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	380 (注) 2 (注) 5	380 (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2025年10月26日 至 2033年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 380 資本組入額 190 (注) 5	発行価額 380 資本組入額 190 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得の条件
  - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## ②【その他の新株予約権等の状況】

第6回新株予約権（2021年12月24日臨時株主総会決議）

	中間連結会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	258 (注) 1	258 (注) 1

新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,800 (注) 1 (注) 4	25,800 (注) 1 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350 (注) 2 (注) 4	350 (注) 2 (注) 4
新株予約権の行使期間	自 2022年1月7日 至 2028年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 4	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権

を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 本新株予約権は、当社が、2022年1月7日に株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

- ① 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である田島智也氏（以下、「田島氏」）又は同氏が公庫に対してあつせんした者（当社を含む）に売却する。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。この場合には、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として14日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。
- ② 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、上記①の定めにかかわらず、公庫は、公庫の請求により本新株予約権を田島氏又は同氏が公庫にあつせんした者に売却することができるものとする。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- ③ 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより公庫に不利益が生じると認められる場合は、上記①の定めにかかわらず、公庫は、田島氏と協議のうえ、本新株予約権を田島氏又は同氏が公庫にあつせんした者に売却することができることとする。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。
- ④ 上記①、②、又は③の場合において、田島氏又は同氏が公庫にあつせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、田島氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却できるものとする。

⑤ 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

売買価格＝（株式の時価－行使価格）×本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価格を上回らない場合には、公庫は田島氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

#### 6. 自己新株予約権の取得

当社は、2026年3月16日開催の取締役会において、自己新株予約権の取得を下記のとおり決議いたしました。

##### (1) 自己新株予約権の取得を行う理由

株式会社日本政策金融公庫との新事業育成資金（新株予約権付融資）の契約に従い実施するものであります。

##### (2) 自己新株予約権取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類： 第6回新株予約権
- ・取得日： 2026年5月8日を期限として予定しております。
- ・取得方法：株式会社日本政策金融公庫との間で、新株予約権売買予約契約を2026年3月18日付けて締結し、相対取引により取得いたします。
- ・取得する新株予約権の総数： 新株予約権258個（新株予約権の目的となる株式の数25,800株。なお、当該株式の数は2026年1月1日付の株式分割反映後の数であります）
- ・新株予約権の取得価額の総額： 33,875,400円

なお、上場日以降1ヵ月間を経過した日（当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格より算定しております。

##### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年12月15日 (注) 1	普通株式 6,304 A種優先株式 △6,304	普通株式 23,774 A種優先株式 645	—	100,000	—	—
2025年12月23日 (注) 2	普通株式 645 A種優先株式 △645	普通株式 24,419	—	100,000	—	—
2026年1月1日 (注) 3	普通株式 2,417,481	普通株式 2,441,900	—	100,000	—	—

(注) 1. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優

- 先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
2. 2025年12月23日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
  3. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより株式数は2,417,481株増加し、2,441,900株となっております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
合同会社NIRVANA	東京都港区南青山二丁目2番15号	1,000,000	40.95
田島 智也	東京都江東区	322,200	13.19
CRGインベストメント株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング37階	96,700	3.96
菊谷 寛之	東京都世田谷区	94,800	3.88
鎌田 正彦	東京都渋谷区	70,000	2.87
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	64,500	2.64
KSK Angel Fund, LLC	1209 Orange St, Wilmington DE 19801 USA	64,500	2.64
草莽株式会社	神奈川県横浜市青葉区美しが丘4丁目37番地52	64,500	2.64
飯田 淳義	埼玉県三郷市	50,000	2.05
成田 秀展	東京都台東区	50,000	2.05
計	—	1,877,200	76.87

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,441,900	24,419	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	2,441,900	—	—
総株主の議決権	—	24,419	—

(注) 1. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ2,441,900株となっております。

2. 2025年12月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128号第3条の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の中間連結財務諸表について、かなで監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	527,058	503,609
売掛金	101,766	96,766
商品	1,531	1,280
前払費用	11,487	19,957
未収入金	26,817	23,061
その他	3,460	4,714
貸倒引当金	△778	△1,546
流動資産合計	671,343	647,843
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	3,241	2,907
その他（純額）	973	2,931
有形固定資産合計	4,215	5,838
無形固定資産		
のれん	244,594	228,762
その他	1,016	877
無形固定資産合計	245,610	229,639
投資その他の資産		
繰延税金資産	23,777	36,291
その他	5,669	10,496
貸倒引当金	△2,549	△7,948
投資その他の資産合計	26,898	38,839
固定資産合計	276,724	274,317
資産合計	948,067	922,161

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,721	57,119
1年内返済予定の長期借入金	87,554	79,380
未払金	43,247	42,903
未払費用	32,040	42,060
未払法人税等	3,064	1,541
未払消費税等	26,398	17,396
契約負債	48,067	43,659
賞与引当金	1,380	7,765
その他	6,369	7,317
流動負債合計	304,843	299,144
固定負債		
長期借入金	612,661	566,279
その他	713	519
固定負債合計	613,374	566,798
負債合計	918,218	865,942
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	△70,150	△43,781
株主資本合計	29,849	56,218
純資産合計	29,849	56,218
負債純資産合計	948,067	922,161

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)
売上高	601,654
売上原価	214,169
売上総利益	387,485
販売費及び一般管理費	※ 1 369,356
営業利益	18,128
営業外収益	
受取利息	427
その他	43
営業外収益合計	471
営業外費用	
支払利息	5,609
その他	155
営業外費用合計	5,764
経常利益	12,835
税金等調整前中間純利益	12,835
法人税、住民税及び事業税	△1,018
法人税等調整額	△12,514
法人税等合計	△13,533
中間純利益	26,369
親会社株主に帰属する中間純利益	26,369

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)
中間純利益	26,369
中間包括利益	26,369
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	26,369
非支配株主に係る中間包括利益	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	100,000	—	△70,150	29,849	29,849
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			26,369	26,369	26,369
当中間期変動額合計	—	—	26,369	26,369	26,369
当中間期末残高	100,000	—	△43,781	56,218	56,218

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	12,835
減価償却費	1,457
のれん償却額	15,832
貸倒引当金の増減額(△は減少)	6,168
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,385
受取利息及び受取配当金	△427
支払利息	5,609
売上債権の増減額(△は増加)	4,999
未収入金の増減額(△は増加)	△2,539
仕入債務の増減額(△は減少)	397
契約負債の増減額(△は減少)	△4,407
未払金の増減額(△は減少)	△343
未払費用の増減額(△は減少)	10,019
未払消費税等の増減額(△は減少)	△9,002
前払費用の増減額(△は増加)	△8,469
その他	2,951
小計	41,466
利息及び配当金の受取額	380
利息の支払額	△4,722
法人税等の還付額	34
法人税等の支払額	△3,110
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,048
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△30,000
定期預金の払戻による収入	30,000
有形固定資産の取得による支出	△2,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,941
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	74,916
長期借入金の返済による支出	△129,472
財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,556
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△23,449
現金及び現金同等物の期首残高	495,977
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 472,528

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
給与手当	94,105千円
広告宣伝費	61,146 "
賞与引当金繰入額	2,186 "
貸倒引当金繰入額	7,600 "

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金	503,609千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△31,081 "
現金及び現金同等物	472,528千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
eラーニングサービス	manebi	295,880
	派遣のミカタ	169,505
	KCI教育センター	35,709
	playse. ラーニング 警備版	22,529
	計	523,625
人材・組織開発支援サービス		78,029
顧客との契約から生じる収益		601,654
その他の収益		—
外部顧客への売上高		601,654

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

当社グループは、人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり中間純利益	10.80
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,369
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	26,369
普通株式の期中平均株式数(株)	2,441,900
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—
(算定上の基礎)	—
親会社株式に帰属する中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当社は2025年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 普通株式の期中平均株式数には、A種優先株式が含まれております。A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
4. 2025年12月15日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。

(重要な後発事象)

1. 自己新株予約権の取得

当社は、2026年3月16日開催の取締役会において、自己新株予約権の取得を下記のとおり決議いたしました。

(1) 自己新株予約権の取得を行う理由

株式会社日本政策金融公庫との新事業育成資金(新株予約権付融資)の契約に従い実施するものであります。

(2) 自己新株予約権取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類：第6回新株予約権
- ・取得日：2026年5月8日を期限として予定しております。
- ・取得方法：株式会社日本政策金融公庫との間で、新株予約権売買予約契約を2026年3月18日付けで締結し、

相対取引により取得いたします。

・取得する新株予約権の総数：新株予約権258個（新株予約権の目的となる株式の数25,800株。なお、当該株式の数は2026年1月1日付の株式分割反映後の数であります）

・新株予約権の取得価額の総額：33,875,400円

なお、上場日以降1ヵ月間を経過した日（当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格より算定しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月27日

株式会社 manebi  
取締役会 御中

かなで監査法人  
東京都中央区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士

水野 程史

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士

猪股 貞

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 manebi の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 manebi 及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上